

告 示

埼玉県告示第九百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和四年九月二十日

埼玉県知事 大野元裕

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり

二 公述申出書の様式
別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八一八三〇一五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

別記一

番号	都市計画区域名	市町村名	都市計画の種類及び名称	期日及び時間	公聴会	公述申出書	都市計画の構想
一	富士見	富士見市 ふじみ野市 三芳町	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「区域区分」	令和四年十月三十日午前十時から	富士見市役所 全員協議会室		
				令和四年九月二十日から令和四年十月四日午後五時十五分まで			
				埼玉県都市整備部都市計画課、富士見市都市整備部都市計画課、ふじみ野市都市政策部都市計画課、三芳町	提出期間	提出先	閲覧期間
				令和四年九月二十日から令和四年十月四日午後五時十五分まで（土・日・祝日を除く）	埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、富士見市都市整備部	閲覧場所	閲覧期間
				ふじみ野市都市政策部都市計画課、三芳町	市政策部都市計画課、三芳町		

公　述　申　出　書

令和4年9月20日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 4年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。